

## 高額療養費制度の限度額認定書について

保険診療での医療を受け、その自己負担額が高額になった場合、一定の金額を越えた分が支給される「高額療養費制度」という給付制度があります。高額療養費制度には、あらかじめ限度額認定証を交付してもらい、窓口で自己負担額のみを支払う現物給付の方法と、立て替えて支払った分をあとから請求する償還払いの方法があります。

当院では、現物給付の方法をおすすめしております。なぜなら、当院で実施している UAE 手術に係る費用は、3割負担の方で約 18 万円と高額であり、償還払いであとから払い戻されるとしても、一時的に大きな負担となってしまうからです。

この窓口での自己負担額を軽減するために、事前に「**限度額適用認定証**」を交付してもらいましょう。そうすることで、当院で支払う自己負担額が、あらかじめ決められた上限額までとなります（窓口自己負担額は年齢や所得によって定められています。下記参照）。

償還払いの場合には実務上、領収書とレセプト（診療報酬明細書）の照合の時間が必要なことから、数ヶ月の時間を経過して支給されるケースが多いのでご注意ください。

ご不明な点などございましたら、受付までお気軽にご相談ください。

### ■限度額認定書を使用した場合の窓口自己負担額】

3割負担	約 180,000 円
区分 ア	約 252,600 円
区分 イ	約 167,400 円
区分 ウ	約 80,100 円
区分 エ	57,600 円
区分 オ	35,400 円

\*ただし、この場合でも、入院中の食事代や差額ベッド代などの保険診療対象外の費用は対象にならないので、上記金額にそれらを加算したものが、窓口自己負担額となります。

### ■高額療養費の区分別所得額

区分	社会保険（世帯主の月収）	国民保険（世帯の年収）
ア	標準報酬月額 83 万円以上	所得 901 万円以上
イ	標準報酬月額 53 万～79 万円	所得 600 万円～901 万円
ウ	標準報酬月額 28 万～50 万円	所得 210 万円～600 万円
エ	標準報酬月額 26 万円以下	所得 210 万円以下（非課税世帯以外）
オ	被保険者が市区町村民税の非課税者等	住民税非課税世帯